

2014年 NPT 再検討準備会議市民社会プレゼンテーション

IALANA 副会長、マーシャル諸島共同代理人

フォン・ヴァン・デン・ビーセン

(訳：城秀孝)

◆はじめに

このような高名な会議に列席する名誉を賜りましたことに感謝申し上げます。私はアムステルダム弁護士であり、IALANA の副会長です。

去る木曜日、私はマーシャル諸島共和国 (RMI) の共同代理人として、核兵器を保有する 9 カ国に対し、各々 9 件の請求訴状を国際司法裁判所 (ICJ) に提出しました。〔註 1〕我々リーガルチームは、現代の法の状態を考慮すると、マーシャルに対し、まさにこれはやらなければならない責任であることを示しました。

契約の不履行訴訟というのはあらゆる裁判において共通訴因となっているものです。これは国際裁判でも変わりありません。かりに、ある国家が契約、条約ないし国際慣習法規則によって、その義務が示された言語の明快さにかかわらず、付与された権利を得られないならば、現代ではそうした国家は丁重に請求することをやめることとなるでしょうし、義務を果たさない国家を裁判所に持ち込むでしょう。1996 年 7 月以来、国連総会における 4 分の 3 以上の多数の加盟国が、本当に何度も何度も、核兵器禁止廃絶条約についての早期妥結に至る交渉を開始することを丁重に求め続けているのであります。〔註 2〕しかしながら、ほとんどの核兵器保有国はこうした丁重な要請を一顧だにしてくれませんでした。そのため、この件はまさに今、ICJ に持ち込まれたのです。

◆ICJ の管轄権

核保有国のうち 3 カ国は、ICJ の強制管轄権を受諾しています (英国、インド、パキスタンの 3 国)。残り 6 カ国はこうした受諾をしていないため、ICJ 規程によりマーシャルによる今回提訴の管轄権を受諾するよう求められました。この 6 カ国といえども、来たるべき核兵器廃絶問題に関しては国際的な法の支配の下にあるのです。彼らは裁判所の前で彼らの立場を表明し、核軍縮義務の遵守に関する見解の断絶状態の解消のための大いなる機会を裁判所に提供しなければなりません。

◆1996 年 ICJ 勧告的意見

1996 年 7 月の勧告的意見のなかで ICJ は、核兵器の使用・威嚇の合法性・違法性という観点について国連総会によって提起された問題に対する広範な回答を判示しました。そのうえ、ICJ は国連総会からの質問以外についても以下の分析を示しました：

「98 (前略) 長期的には、核兵器ほどの破壊的な兵器の法的地位に関して意見の対立が続けば、国際法が、そしてそれと共に、それが支配しようとしている国際秩序の安定性が、悪影響を被ることになるのは必至である。したがって、現状に終止符を打つことが重要である。すなわち、以前から約束されている完全な核軍縮は、そういった結果を得る最も適切な手段と思われる」(勧告的意見 パラ 98)。

ICJはこの点に立脚し、以下のとおり述べました。「核兵器の不拡散に関する条約第6条において、核軍縮を誠意をもって交渉する義務が認められていることが最大限重要であると評価する」(勧告的意見 パラ 99)。そしてICJはつづいて、全会一致で、以下のように結論づけました。

「F項 厳重かつ効果的な国際管理の下において、あらゆる点での核軍縮に導く交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在する」(パラ 105-2F、勧告的意見結論部分)

そしてICJはこの追加の分析で、この義務はたしかに存在し不明確な点も無いものであると判示しました。

◆請求訴状の内容

9件の請求訴状(それらはこの訴訟にとって単なる導入部でしかありませんが)の中で、マーシャルは、被告の国の核政策及び核兵器貯蔵に関する事実を提供しており、我々の法的立場を陳述しています〔註3〕。我々が論じているその他の観点では、核兵器の更新及び近代化は、核軍備競争の早期停止についての証拠を提供するものとはいえ、さらにそれは被告国家が誠実に法的義務を遂行していないことをあらわすものなのです。核軍縮を完結させるための交渉の開始のみならず、こうした交渉を促進するための公開作業部会(OEWG)への参加についてさえ、これをほとんどの核兵器国が拒絶し続けていることは、上記の「結論に至る」という中心的義務に違反している証拠なのだと言明しています。

◆本件訴訟でのマーシャルの問題提起

マーシャルはICJに対して、被告がその義務の履行において、誠実に行動していないこと、さらには、核軍縮に至る交渉を追求し完結させる義務についても被告が違反していることを判決し宣言することを要求しています。NPT6条に起因する義務は慣習国際法としても確立しています。さらにマーシャルは各々の案件において、必要ならば裁判所が先導するかたちで、被告が核軍縮に至る交渉を追求することを命令するよう裁判所に求めています。

◆ダビデとゴリアテ

マーシャルがとった今回の行動は、聖書に登場する少年ダビデと巨人ゴリアテの戦いになぞらえられます。その絵画は確かに、ダビデに扮する者が二人の敵を前にこれに打ち勝つためには有益な絵でありましょう。もっとも、我々が本件訴訟で忘れてはならないのは、実際に「争う」各々の当事者としてのふたつの国家については、こうした事実はないということです。すべての当事者は法の下で平等なのです。そして国際司法裁判所の前でもすべての国は平等なのです。お互いの国は、お互いの約束が維持されていることを確認する権利が付与されているのです。

NPT のすべての加盟国は、これらの交渉を進める義務の下にあるのです。世界中の国のなかで両手に収まる程度の数の国がこの展望、さらには大多数の国々の権利を妨げている状況というもの、まさに、持続不可能であり、武力の法(law of force)ではなく法之力(force of law)によって終止符を打つことが求められています。

(2014 年 4 月 29 日)

[註 1] 次の 3 件は裁判所の総件名簿に記録されている：マーシャル諸島共和国対グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 (2014 年 4 月 24 日)；マーシャル諸島共和国対パキスタン・イスラム共和国 (2014 年 4 月 24 日)；マーシャル諸島共和国対インド共和国 (2014 年 4 月 24 日) <<http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=3>>

[註 2] 最新の決議は A/RES/68/42 (2013 年 12 月 5 日採択)

[註 3] イギリス <<http://www.icj-cij.org/docket/files/160/18296.pdf>>;

パキスタン <<http://www.icj-cij.org/docket/files/159/18294.pdf>>;

インド <<http://www.icj-cij.org/docket/files/158/18292.pdf>>;

その他 6 か国の核兵器国に対する申立は以下のサイトにて入手可能である。

<www.nuclearzero.org>